

「第6回房総ジビエコンテスト 加工食品部門」に係る規定

1 応募条件

- (1) 本コンテスト出場について店舗責任者等の了解を得ていること。
- (2) 販売歴がある商品、商品化されているが販売歴のない商品、商品化されていないが加工食品になり得る料理（ピザ、ハンバーグ等）のいずれも出品可能とする。
- (3) 出品作品が書類審査で選出された場合は、実食審査に出場し、その作品の提供、プレゼンテーション等を行うこと。
- (4) 実食審査においては、原則、調理された出品作品を持ち込むこと。ただし、実際に食する状態で審査できるよう、簡単な調理や加熱は可能とする。
(例：出品作品がパスタソースの場合、審査当日にパスタを茹でることは可能 等)
- (5) 「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」を遵守し、ジビエの取扱いに関する基礎知識について、把握し、実践していること。
- (6) コンテストの応募者は、原則、「房総ジビエフェア2024※」（フェア期間：令和6年1月下旬～2月下旬に実施予定。）に積極的に参加し、フェア期間中通算10日以上その作品を提供すること。

ただし、フェアの参加対象商品は、「房総ジビエフェア2024」開催時まで商品化され、消費者へ提供可能な状態にある商品とする。

※房総ジビエを使用した料理又は加工食品を提供・販売する店舗を参加対象に、該当メニュー等を購入した消費者に対し、抽選で県産品等が当たるプレゼントフェア。

- (7) 出品作品が書類審査で選出された場合、「房総ジビエ特設サイト」や県HP等に優秀作品として、店舗名、応募者の氏名、出品作品の特徴や写真等を掲載することに了承すること。
- (8) 本コンテスト及び上記フェアの開催を委託しているイベント運営会社に、提出した情報を提供することについて了承すること。
- (9) 応募する作品の材料には、房総ジビエを必ず含めること。なお、材料の房総ジビエは、県内の房総ジビエを取り扱う食肉処理加工施設等から仕入れた肉を使用すること。詳細は、千葉県公式HPの「房総ジビエ」PRページを参照。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/bosogibier/shoplist.html>)

2 その他

- (1) 「第6回房総ジビエコンテスト 加工食品部門」への応募をもって、本規定の内容に同意したものとみなす。
- (2) 応募に関わる一切の経費は応募者の負担とする。
- (3) 応募作品に関して第三者と問題が生じた場合、県は一切の責任を負わない。
- (4) 応募者は、その出品作品が自ら考案し、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを表明し、保証するものとする。
- (5) 応募に関して不正な行為があった場合や、応募、入賞について不適切と認められる事情があった場合、当該入賞は遡って無効となる場合がある。